

議 事 録

令和7年6月10日

開催場所	伊賀市役所本庁5階 501会議室										13:30～15:40
会 議 名	第24回伊賀市農業委員会総会										
出席者	坂本	森下	玉岡	門口	森田	高田	西田	大田	藤室	松永	川口(一)
	中原	福岡	田中	池町	山本	稲森	西尾	橋本	折戸	喜多	
											(計21名)
	吉岡										
欠 席 者	福地 西口 喜久永 川口(貞)										
事 務 局	前川 山出 矢野 北田 岡嶋 勝本										
議 事											
議 長	ちょっと早いですが、皆さんお揃いですので、始めさせていただきます。 一時、雨を貰いまして、朝早くから川へ飛び込んで水戸を外してきました。うちの地域も鹿の被害が出ており、きれいに植えた苗の頭部分を食べてくれている。これ、1回ぐらいならまだいけると思うが、2回、3回食べられると、もうあかんと思うけど・・・何とか駆除できればいいのにと考えています。 先日、5月30日に役員と市長との意見交換会を行いました。市長は、夢のある農業振興計画を立てるという事で計画策定にあたって市長がどう思っているのかというのを聴きたかったんですけども、特にございませんでした。 こういう望のある計画を立てるというふうに思っているようで、言っては悪いですが、前の方はちょっと・・・ 農業に力を入れてくれるのかなと思っていますが、たくさんの人を集めて計画を立てるという事になっておりますけど、農業委員会といたしましてもいろいろと意見を言っていきたいなと思っております。 この計画策定にあたっては、森下さんが女性の立場という事もありますけども、入っていただいて計画を練ってもらうようになっています。よろしくお願いいたしますと思います。 それでは、第24回の農業委員会総会を始めたいと思います。										
議 長	それでは、総会の成立報告を事務局より報告願います。										
事務局	委員総数24名中、現在21名の委員に出席をいただいています。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定にありますが過半数の出席を満たしておりますので、本総会が成立していることをご報告申し上げます。										
議 長	次に、今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。										
一 同	異議なし。										
議 長	次に議事録署名者の指名を行いたいと思います。署名者は、21番の喜多委員、24番の森下委員にお願いします。 本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていますので、ご承知いただきたいと思います。										
議 長	それでは、只今から議事に入ります。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、いずれも報告案件ですので一括して報告いたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。										
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。 賃貸借の合意解約がなされ、報告件数7件、筆数は合計13筆、合計面積が19,830㎡についての通知がありましたのでご報告いたします。										

事務局	続きまして、総会資料2ページ 報告第2号 使用貸借契約の解約による通知についてご説明いたします。 無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数3件、筆数は合計で7筆、合計面積は7,604㎡についての通知がありましたのでご報告いたします。
議長	説明が終わりました。ご発言はございませんか。
議長	発言が無いようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、ご報告のとおりご承知いただきたいと思います。
議長	続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第1号No.1～No.5について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。 総会資料3ページからです。 No.1、2につきましては、譲受人が同一ですので併せてご説明いたします。申請内容は総会資料のとおりです。No.1、2合わせて田7筆、畑2筆、合計面積が3,789㎡の権利移動になります。 譲受人の耕作面積は、3,332a取得後は3,369aとなる予定です。譲受人は、平成8年に設立された農地所有適格法人で、理事3名を含めた構成員5名が常時従事しており、農機具はトラクター5台、田植え機1台、コンバイン、乾燥機、動力カルテ、ローラーリフトをそれぞれ1台所有されております。 申請地につきましては、予野地区を中心に大規模に経営している法人でありまして、当該地につきましても、効率的に活用できると認められます。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	続きまして、No.3 申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は16aで、取得後は19aとなる予定です。本人の農作業歴は20年で、本人が常時従事しております。農機具はトラクターと耕運機を必要に応じてリースしています。 申請地につきましては、キャベツやネギなどの露地野菜を作付予定です。譲受人の住所は大阪になっていますが、申請地のすぐそばに現在、譲受人の耕作中の所有地がございます。当該地につきましても、20年前に既に仮登記をし、当時から管理をしていたという事から効率的な活用ができると認められます。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	続きまして、No.4 申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は53aで、取得後は56aとなる予定です。農作業歴は5年で、本人が常時従事しております。農機具は耕運機を所有しており、必要に応じてコンバイン、田植え機等をリースしています。 申請地につきましては、かぼちゃなど露地野菜を作付け予定です。申請地3筆のうち1筆は譲受人の家のすぐ裏にある畑で、ほか2筆につきましては、所有する畑に隣接する農地であり、取得後も効率的に活用できると認められます。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.5です。申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人の取得後の耕作面積は11aとなり、農作業歴はありませんが、申請地近くの空き家を取得し、移住された後に本人と妻で常時従事する予定です。 申請地では、トマトやなすなどの野菜を栽培される計画で、農機具は今後必要に応じて調達する予定です。 また、現地確認時には、既に近所の方に耕運機を借りて指導を受けながら、一部野菜を栽培されていることを確認しています。 申請地は購入予定の居宅から徒歩1分程度であることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。 なお、申請地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、花垣地区、鞆田地区、比自岐地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

中原委員	花垣地区です。 1番、2番について、〇〇という事で、5月29日に関係者一同で現地確認を行いました。事務局からの説明のとおり、特に問題はないと思います。 3番につきましては、20年前から仮登記という事でこの間もそこを管理されていたという事で、これも特に問題はないと思います。
山本委員	韮田地区です。 今、事務局から説明があったとおりで、特に問題はないと思います。既にきれいに畑をされていて、今回、その近くで譲り受ける3筆ですので、きれいにやっていただけたと思います。
松永委員	はい、5番の比自岐地区です。 28日に関係者で現地立会を行いました。事務局からの説明のありましたとおり、居宅を購入してその周りの畑ですね、そこを管理するという事で先ほども言ったとおり0(ゼロ)ということですが、既にもう、きれいにされているので何ら問題はないかと思います。 支援いただくようよろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	No.3ですけど、20年前から借りているという事ですが、畑ですか？現状はどういうふうになっていますか？きれいに作っているの？
事務局	申請地につきましては、特に作付はされておきませんが、草などが生えている訳でなく、きちんと管理をされている状態です。
西田委員	きれいにされているという事ですね。
事務局	はい、そうです。
議 長	よろしいですか。
西田委員	はい。
議 長	他にございませんか。 他に無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第1号No.1～No.5につきまして、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第1号No.1～No.5について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。
一 同	(挙手)
議 長	全員一致ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.1～No.5については、原案のとおり許可することに決定をいたしました。
議 長	続きまして、議案第1号No.6～No.10までについて、事務局の説明をお願いします。
事務局	No.6 申請内容については総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は63aで、取得後の耕作面積は82aとなります。農作業歴は本人が25年、妻が15年、父が50年、母が40年、農業に従事しています。 農機具は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台を所有されており、取得後は水稻を耕作されます。申請地は申請者宅から20m程度と近隣であり、取得後は効率的に耕作できるものと認められます。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。

事務局	No.7 申請内容については総会資料のとおりです。 譲受人の現在の耕作面積は52aで、取得後の耕作面積は62aとなります。農作業歴は本人が10年農業に従事しております。 親子間の贈与であり、農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機がそれぞれ1台ございますが、農機具については、実家の機械を借りる予定で取得後は水稻を耕作される予定です。 申請地は自宅から車で20分程度であり、実家からも近いことから取得後も効率的に耕作できると認められます。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.8 申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は無く、営農計画書により佐那具町の農地で水稻を耕作し、自家消費するとの事で、新規就農者として認められたところで、取得後の耕作面積は14aとなります。 なお、当該農地は以前の所有者である祖父から孫への特定遺贈となります。 申請地は、譲受人の自宅から40分程度で、また、農機具は、田植え機、コンバイン、トラクターをリースされる予定で、効率的に耕作されると認められます。 なお、申請地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.9 申請内容については、総会資料のとおりです。 譲受人の現在の耕作面積は72aで、取得後の耕作面積は83aとなります。農業者歴は、本人が50年農業に従事しております。 農機具はトラクター、コンバイン、田植え機、耕運機をそれぞれ1台保有されており、取得後は水稻を耕作されます。 申請地は、自宅から車で10分程度で近隣であり、申請地は割り田で、隣地も譲受人の所有する農地であり、以前から譲受人が耕作されており、効率的に耕作できると認められます。 なお、申請地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.10 申請内容については総会資料のとおりです。 譲受人の現在の耕作面積は4,835aで、取得後の耕作面積は4,867aとなります。譲受人は平成14年4月に設立された農地所有適格法人で、役員2名を含めた構成員4名で常時従事し、農機具は、田植え機2台、トラクター3台、コンバイン4台を所有されていて、水稻を作付される予定です。 譲受人は、山田地区を中心に大規模に経営している法人で、当該地についても効率的に耕作できると認められます。 なお、申請地にかかる借受人はおりません。
議 長	只今の説明に関連して、新居地区、諏訪地区、府中地区、山田地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
森田委員	No.6、新居地区です。 この方は、息子さんでいらっしゃるが、まだ、お父さんが現役でされているような方なので、目の前の田んぼを荒らしたくないという事で、そういうふうに語っておられたので、心強い限りであると思います。 5月28日に関係者一同で立会を行いました。ほか、後は事務局の説明で問題はありません。
森田委員	No.7、諏訪なのですが、こちらは、父から息子への贈与という事でこの土地に関しましては、諏訪で今、行われている圃場整備にかからない土地で形も良く、農道から直ぐな農地であることから農作業も効率的に行えるような田んぼなので、息子さんが引き継いでそのまま継続して耕作されると思います。以上ですのでよろしくお願いします。
高田委員	府中地区です。事務局の説明で何ら問題はないと思います。 ご審議よろしくお願いいたします。あと、5月29日に関係者で立会を行いました。

高田委員	No.9です。これも同じく5月29日に関係者で立会を行いました。〇〇さんが割り田で作っているという事で続いて耕作されるという事で何ら問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。
西尾委員	No.10 山田地区です。 5月30日に関係者一同で現地立会を行いました。内容については、事務局の説明のとおりです。 これは以前、〇〇さんがアスパラガスを作ろうとしてハウスを3棟作ってあったんですけど、4～5年は何も耕作されずハウスも新品同様の状態で放置してあって、それを近くに〇〇があるので、そこを育苗のハウスとして利用する予定であったが、〇〇さんがそこを売却するという事で今回、〇〇が購入することとなりました。面積的には育苗スペースが1/3あとのスペースは田として利用する予定で、審査の方よりお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	No.8ですけど、お孫さんとの親族間の移転と思いますけど、この方、亀山市で住んでいてこの土地(伊賀市)で米を作るという話ですが、亀山市で農業をやってらっしゃいますか？
事務局	亀山市では農業をしていなくて、伊賀でするのが初めてとの事で譲受人のご主人と一っしょに作業をすると伺っております。
西田委員	するっていうのは？ するっていう言葉ではいいんですけども・・・ 機械もリース、農業経験もない、親族というのは分かりますけど、それを相続といえぱ相続みたいな形で行くという話で、農地法に照らしてどうですかね？ 何んか・・・
事務局	立会の時に近所の方に指導を受けながらするという事で確認しています。
西田委員	指導とか、するとか、という話は決まり文句であるんやけども・・・ 現実、旦那さんといっしょにやるという事やけど、亀山から1反ほどの田んぼを耕作しに来るの？ 実際・・・
事務局	先ほども説明したとおり、40分ぐらいですので、亀山から佐那具で作業をするという意味確認をしてある。
西田委員	亀山で農業をやっているならわかるが、亀山でも農業をしていない、そして、伊賀へ来てわざわざ水稻を作付する？ まあ、祖母の財産を引き受けるという話やんかなあ。ほかにいい手段がなかったのかなあ？ 相続まではダメとは言えないが・・・ここで農地法3条でやるというのはどうかな？ 何かの思いがあると思えない。
事務局	本人や行政書士さんにも何度も聞いておりますので、ここ1筆だけ特定遺贈としてもらうこととなったので、面積はありますけども・・・ きちんとするという事で行政書士の方から伺っております。
門口委員	われわれ農業者は内容がわからないのでね。だれがどういう環境で、例えば、だれが世話をしているのかという話で・・・
西田委員	実際の話、地元の農業者にやってもらはんやろか？
事務局	それは、立会に来た行政書士の方もちゃんと譲受人の方が耕作する。ご主人といっしょに耕作するという事を何度も確認しております。
森下委員	今の田んぼの状態はどうなのか？ 今、だれが耕作されているんですか？
事務局	今は近所の方が耕作されています。

森下委員	もしかして、近所の方が引き続き耕作されるかも分からない。 これから、こんなたくさん出てくると思われる。本当は譲受人の方にはしてはならないかもしれない。でも、相続という形でどうしてもと言われたらせざるを得ない場合もあります。 だから、こういうのも理解してあげて周りがきちんと耕作していたら今現在、耕作されている人に今回、孫さんに移りますが、今後は耕作していただけますかという口添えを得て、ここさえ荒らさなければ別に相続しようが私たちが立ち入れる立場でないので、孫さんが継がれるべきと思う。 その後は、周りが指導してきちんとしていきましょうという事を協力してあげるのも農業委員や協力委員さんの仕事だと思うので、あまり深く追求したくないのが事実です。
門口委員	今の話、そのとおりと思う。 そうであれば、亀山の〇〇さんが財産を相続しました。〇〇さんが近所の方に耕作してもらうという話であればわかるが・・・
西田委員	ただ、農地法では3条で人に貸すという前提ではできない。もっぱら自分で耕作するという事だからそこが難しい。
森下委員	そういう事になってくると耕作放棄地や荒れるところが多くなるので、できなかったらそういう人に作ってもらう以外に方法はないと思う。
西田委員	3条のやり方でいい方法はないのかな？
森下委員	現地立会の時に水路の問題、周りとの協力、出合の問題をきっちりと理解してもらって、譲り受けられるなら、そこは大目に見ると言ったらおかしいが、土地を荒らさないというのが一番だと思うんで・・・
西田委員	今、耕作されている方は「もう、やめる」と言っているの？
事務局	それは立会に来た行政書士の方が今、耕作されている方にちゃんと確認して、次からはこの〇〇さんが耕作すると伝えてありますので、今年で何とか止めてほしいと伝えてあります。
西田委員	それなら、今耕作されている方は今年までで、次年度からは〇〇さんがするという事です。
事務局	はい、そうです。
西田委員	それなら、結構です。
坂本会長	今、誰かが作ってくれているんですね。
事務局	今は近所の方が耕作されています。
坂本会長	〇〇さんが亀山から来て、それを引き継ぐという事です。
事務局	それは、何回も確認しています。
坂本会長	機械等はリースなの
事務局	そのとおりです。
西田委員	行政書士は農地法第3条を知っているから、そういう言い方をせざるを得ない。実際は今までどおりにするかもわからない。
事務局	そのことは本人さんがちゃんとと言っているの、その辺は理解し、見守っていきたい。
西田委員	見守っていくというのなら、どう見守っていくの？ 現地確認やパトロールでもするのか？
事務局	現場に出たついでとか、近くを通った時にでも確認はしたいと思う。

西田委員	その人が耕作されているという事実ですよ！！ それなら、総会の際にでも時々報告してもらおうか
森下委員	そこまでは止めておきましょう。
西田委員	そう、はっきりと言うんだから・・・言っているという話ばかりなので何ができているの？ おかしいな転用したりしている者もいるじゃないか。そこを言いたい。 簡単(単純)に見守っていくという話で済ませていったらいつまでたっても改善していきません。
坂本会長	耕作すると言っているので、農業者のパトロールもあるので、よろしくお願いします。
議 長	ほかにございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.6～No.10について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第1号No.6～No.10について、原案のどおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	賛成多数でございます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.6～10については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第1号No.11～13について、事務局の説明をお願いします。
事務局	No.11 申請内容については総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は0aですので、営農計画書が提出されており、じゃがいも・トマト・スイカ等を作付されます。 申請地の隣に今回の畑の譲渡人の空き家があり、既に譲受人が購入済みで、居住されています。農業経験はありませんが、近隣住民の方に教わりながら農業をしていくとの事です。 農機具につきましても、耕運機と草刈り機を購入予定です。居宅の隣にある畑であるため、申請地について効率的な活用ができると認められます。 なお、申請地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.12 詳細については議案書のとおりです。 譲受人の耕作面積については0aで取得地が農用地を含むため新規営農面談を行いました。本人の年齢については34歳で農業歴については3年程前に日本に入国したばかりで農業歴についてはほとんどありませんが、小さい頃から母国(ベトナム)の方なんですけど、家の農業を手伝っていたこともあり、野菜づくりの知識はあるとの事で、本人、家族、兄弟、知人の協力を得て、農作業に従事するとの事で、この度、知人を通じて農地を購入されました。 農機具につきましては、耕運機を1台保有しておりまして、状況に応じて購入やリースを検討していくようです。農地の状況については、場所が遊水地内の畑であるため、じゃがいも、大根、キウイ等自家消費程度の野菜を栽培する予定です。 譲受人の居住地からは時間もかからず移動等については何ら支障はないと考えられ、効率的に活用できると認められます。 なお、申請地に係かかる借受人はおりません。

事務局	No.13 詳細については議案書のとおりです。 譲受人の耕作面積につきましても0aで、取得地が農用地を含むため、この方も新規営農面談を行いました。本人の年齢につきましては45歳で農業歴は15年ほど前から今の居住地(奈良市)の方で知人の農地を借りて無農薬野菜づくりを手掛けてきたとの事で、今回、知人の紹介で農地付きの古民家を購入いたしまして、現在は、購入した家のリフォーム中のため、まだ、こちらへ移住はされていませんが、リフォームが完了した時点で伊賀市へ転居する予定です。 畑については、本人と同居人が無農薬での野菜づくり、田については、地元営農組合の方の指導を仰ぎながら米づくりを実施していく予定です。 農機具については、畑用の小型耕運機を前所有者から譲り受けて使用していて、水田作業については地元営農組合の所有する機械を借りて作業する予定です。 譲受人は現在、奈良市でお住まいですけれども、移住後は効率的に活用できると認められます。なお、申請地かかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、猪田地区、小田地区、阿保地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
川口委員	猪田地区です。 5月30日に関係者一同で現地立会を行いました。その中で、畑なんですけどこれ、新規の方なんですけども、畑の状態を見てみますと、われわれが作っているよりもすぐれた野菜を作っていました。トマト・なす・きゅうり・すいか・さつまいもを狭いところに色々植えていて、びっくりするぐらいで、この方、20代で若いんですけど、しっかりとやってくれています。皆様のご審議よろしくをお願いします。
玉岡委員	No.12 小田地区です。 5月28日に関係者一同現地確認を行いました。先ほどの事務局の説明のとおり〇〇さんですが、この方、熱心に野菜づくりをしているという事で、現地立会の時でもいろんな野菜を作りたいという事を言われていました。 友だち・家族とかで消費するという事ですので、何ら問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。
折戸委員	No.13です。 5月29日に関係者一同で現地立会を行いました。先ほど事務局から説明のあったとおり、45歳という若さでありながら、芯の通った考え方の持ち主で、成功するだろうと思われます。 田と畑ですが、今のところ、前任者が耕作されているため、今すぐとはいきませんが、ちゃんとやってくれると思います。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	No.12ですけど、ベトナム人で入国して3年 観光ビザか何んかなの？
事務局	観光ビザではないです。在留カードを確認したところ、技術・人文知識・国際業務という資格をもって日本の方に来られています。今、まだ期間が1年半ほど残っていて、次の更新の際には永住の資格を取得する予定です。
西田委員	あと、1年半ほどで永住の権利を得られるという事ですか？
事務局	永住の権利はあるんですけども、今の入国資格については、技術・人文知識・国際業務ということで日本に来られています。この期間については、この資格が有効という事です。 次の更新については、永住ということで申請をする予定です。
西田委員	永住の手続きはできる見込みなの？
事務局	できます。

事務局長	永住の件は先の話なので、今、永住見込みで農地を取得するという事ではないんですけど、現在の資格が先ほども言ったように技術・人文知識・国際業務という資格で入国されている。 今回、申請が提出された時点で、この資格で農地を取得することができるという事を名古屋入国管理局の方にも確認済みでこの申請を受け付けている。
西田委員	入管の方に確認済み？
事務局長	入管へは確認済みで、今後、永住というのはまだで、これからという事です。
西田委員	先の話ですよね。この方は3条の許可を受ける資格があるという事ですね。
事務局長	そのとおりです。名古屋入国管理局に確認済みです。
〇〇委員	この方は現在、何で収入を得ているの？
事務局	会社員の方です。
西田委員	会社にも勤められていて、所属(会社)している者でちゃんとしているから大丈夫という話ですよね。
事務局長	そうですね。在留カードによると、この資格で農地を持てるといった資格(権利)を有している。
西田委員	入国して1年でもそのような資格があれば取得できるという事？永住権も関係なしに・・・
事務局長	そうですね、その事は確認してありますので、信用していただけたらと思います。
議 長	他にございませんか。ないようですので質疑を終結し、採決いたします。 議案第1号No.11～No.13について一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第1号No.11～No.13について、原案のどおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.11～No.13については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	議案第2号 No.1について事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。 ページ5になります。 No.1 申請内容については総会資料のとおりです。 申請地は、川北公民館のすぐ西側に位置し、周囲の状況から第2種農地と判断いたします。 申請地は、昭和52年から居宅として使用していることから顛末書を添付させての申請です。申請地は、周囲を宅地や田で囲まれており、基盤整備されていない狭小な農地であることから、今回の転用はやむを得ないものと判断いたします。 取水は上水道を利用、汚水雑排水は敷地内の集水池及び公共下水道へ放流、雨水は東側既設水路へ放流いたします。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺農地に対して支障はありません。
議 長	只今の説明に関連して、布引地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

橋本委員	5月26日に現地の立会をさせていただきました。昭和52年ということで、かなりもう立派なお宅でございました。さらに居宅されている倉庫・建物も含めて、かなりこの方、力のある方だというふうに判断いたしました。 今は85歳ということで、お歳を召しておられましたが申請をいたしますという事で、ご審議の方よろしく願いいたします。
議 長	これより質疑に入ります。ご意見はございませんか？
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1について、採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第2号No.1について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」No.1については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。 議案第3号No.1～No.3について、事務局からの説明をお願いいたします。
事務局	議案書の6ページをご覧ください。 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。 No.1とNo.2は譲受人が同一の案件ですので、併せて説明させていただきます。 No.1、No.2 申請内容は議案書のとおりです。 2件の申請について、譲受人は同じですが、農地は隣接せず100mほど離れていることから分けて申請されています。 申請地は、伊賀神戸駅から北西へ600～700mほどで、いずれも周囲の状況から第2種農地と判断します。 申請地は、譲受人が譲渡人に太陽光発電施設として利用したいと申し出たところ、了承したものであり、転用はやむを得ないと判断します。 工事期間は許可日から令和7年12月31日までの計画で、土地造成は整地のみ、取水は無く排水は雨水のみで自然浸透の計画です。太陽光パネルをNo.1は168枚、No.2は152枚となっています。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.3、申請内容は議案書のとおりです。 申請地は、名阪国道下柘植ICから南東へ1.1kmほどで、譲受人であるお寺の裏側にあり、周囲の状況から第2種農地と判断します。 今回、申請地に隣接する宅地などは既にお寺へ寄付されていましたが、農地のみ手続きがなされていなかったことから、手狭な参拝者用の駐車場として寄付するに至ったものであり、今回の転用はやむを得ないものと判断します。 工事期間は、令和7年7月10日から令和7年9月30日までの計画で、土地造成は道路面に合わせて整備を行い、取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透の計画です。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
議 長	只今の説明に関連して、神戸地区、西柘植地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

松永委員	神戸地区 No.1、No.2ですが、隣接してまして譲受人の〇〇さんも伊賀ではなかなか実績のある業者さんで、この譲渡人の〇〇さんについては4ヶ月連続5条申請を提出しており、その間にあるのが〇〇さんの農地で自分のところもやってほしいとの事で今回の申請となった。 5月28日に現地立会を実施いたしました。4ヶ月前に申請した田を整地してきれいにしてきてくれました。畦畔や法面も考えてきちんとしてくれました。そういう事で、関係者一同問題はないという事でしたので、審議の方よろしく願いいたします。
田中委員	No.3 西柘植地区です。 愛田の件ですけども、先ほど事務局の方から説明がありましたとおり、5月27日に関係者一同で立会を行い確認をしております。 現在、一部荒地というか山林みたいになっているんですけど、不整形な土地ですけどもお寺に寄付し、駐車場として利用するという事で問題はないかと思われます。審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご異議ございませんか。
議 長	ご異議がないようですので質疑を終結し、採決に移ります。 議案第3号No.1～No.3について一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第3号No.1～No.3について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.1～No.3については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第3号No.4～No.12について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	No.4～No.7は申請地が近隣で関連しておりますので併せて説明させていただきます。 申請内容については総会資料のとおりです。 申請地は、伊賀市立上野北小学校から北東へ約500mに位置し、周囲の状況から第2種農地と判断いたします。 申請地は、山林と宅地と池で囲まれており、基盤整備されていない生産性の低い農地で、また、鳥獣害の被害もひどいことから今回の転用はやむを得ないと考えられます。 工事計画は、許可日から令和7年12月20日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水、汚水、雑排水は無く、排水は雨水のみで自然浸透します。太陽光パネルを合計で4005枚設置、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺農地に対して支障はありません。
事務局	続きまして、No.8 申請内容については総会資料のとおりです。 申請地は、JR伊賀上野駅から南西へ約300mに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから第3種農地と判断します。 申請地は、住宅の用途若しくは事業の用途に供する施設が多く宅地化が進み、また、基盤整備されていない狭小で不整形な農地であることから、今回の転用はやむを得ないものと考えます。 工事計画は、許可日から令和7年10月31日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水、汚水、雑排水は無く、排水は雨水のみで自然浸透する計画です。太陽光パネルを168枚設置、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺農地に対する支障はありません。

事務局	No.9 申請内容については総会資料のとおりです。 申請地は、伊賀市立三訪小学校から西へ約350mに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断いたします。 申請地は、宅地に囲まれており基盤整備されていない狭小で不整形で生産性の低い農地であることから、今回の転用はやむを得ないと考えられます。 工事計画は、許可日から令和7年8月31日までの計画で、土地造成は整地のみで、取水、汚水、雑排水はなく、排水は雨水のみで自然浸透する計画です。太陽光パネルを166枚設置、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.10 申請内容については総会資料のとおりです。 申請地は、一之宮公民館から南へ約250mに位置し、周辺の状況から第2種農地と判断いたします。 申請地は、周囲を山林や宅地に囲まれており、基盤整備されていない不整形な農地であることから、今回の転用はやむを得ないと考えられます。 工事計画は、許可日から令和7年7月31日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水、汚水、雑排水はなく、排水は雨水のみで自然浸透する計画です。太陽光パネルを168枚設置、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.11 申請内容については総会資料のとおりです。 申請地は、JR佐那具駅から北東へ約400mほどに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であることから第3種農地と判断いたします。 申請地は、後ほど議案第4号の事業計画変更申請でも説明いたしますが、令和6年5月24日に株式会社〇〇で許可を受けました駐車場について、測量を行い境界確定の結果、譲受人の宅地に越境が判明したため、今回の申請に至りました。 また、平成9年9月から共同住宅用地として使用していることから、顛末書を添付させての申請です。 取水、汚水、雑排水はなく、排水は雨水のみで西側既設水路へ放流する計画です。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.12 申請内容については、総会資料のとおりです。 申請地は、甲野公民館から北東へ約1kmに位置する農用地区域内農地です。採取計画によりますと、全体面積4,328㎡掘削面積3,713.4㎡について、2mの保安距離を確保し、掘削深5m安定勾配1.12で切り込み12,394.2㎡の砂利を採取する計画です。 採取した砂利は、場内に一時堆積し、水切りした後に自社プラントへ搬出いたします。 埋め戻し土につきましては、掘削深5mの後、表土0.3m、脱水ケーキを0.3m、山土を1m、床土を0.5m、改良土を2.9mを充てることとなっています。 山土については、株式会社〇〇の山土を使用いたします。採取に至りましては、関係者との調整も済みであり、災害防止計画を徹底し、危険防止のための標識及び安全布の設置等被害防御及び安全面にも配慮し、作業員並びに車両運行者に対し注意を施す計画となっています。 排水は雨水のみで、沈砂池を設置し、用水路を経て服部川へ放流します。事業については、自己資金で行う計画となっており、全体事業費を上回る銀行の残高証明書が添付されています。最終、農地の埋め戻しについては、当該申請者と〇〇の共同申請となっていることから採取後は確実に農地に復元されるものと考えます。 他法令につきましては、砂利採取法に基づく許可申請が行われるとともに、土壤汚染対策法及び三重県土砂条例に基づく手続きがされており、地元地区や隣接する土地所有者さんの同意もあり、周辺農地への影響はないものと判断いたします。
議 長	只今の説明に関連して、新居地区、三田地区、府中地区、山田地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

森田委員	No.4, 5, 6, 7 先ほど事務局から説明をいただきましたけど、同じ地区の土地なのでこの面積で広いなと思うんですけども、全然耕作されていたような土地ではなくて、管理してくれていた方が草刈りだけはきれいにしてくれていた所で、また、住宅から離れている所でこんな所があったと思いました。特に問題はないと考えます。
森田委員	No.8 三田のところなんですけど、こちらの田の隣には今年植えた田もあり、また、反対にソーラーも設置されている所で、これから田植えをしなくなったら開発(ソーラー)になっていくのかなと思うところでした。
森田委員	No.9についてもここの土地の隣にソーラーもあるんですけども、今年田植えをした田んぼもありました。特に問題はなかったです。
高田委員	No.10 5月29日に関係者で立会を行いました。何ら別に問題はないと思われます。
高田委員	No.11も同じく立会を行いました。事務局の説明で問題はないと思われます。よろしくお願いします。
西尾委員	No.12 山田地区です。5月30日に関係者で立会を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。 〇〇さん、毎年ほど砂利採取をやっている訳ですけど、実績もありますし、苦情とかそんなものは聞いたことがないので大丈夫かと思います。 それと、あとこの田んぼなんですけど、4筆あるんですけど1枚割田にしています。それで、今、田になっているんですけど、これ、掘削が終わったら獣害がすごくひどい所なので、周りを林に囲まれているというか鹿が住み着いている。今後、これを畑に変えて甲野の方が牛を飼っているので牧草地帯にしたいとの構想があり、そういう事を聞かせてもらってあります。 審議のほどよろしくお願いします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	この新居のNo.3～No.7番まで同じ場所なんですよ。
事務局	一帯としての区域です。
西田委員	譲受人の名前(会社)が違うが、代表取締役の名前がいっしょなんですけど。
事務局	No.4、No.5とNo.6、No.7はいっしょで、関連企業です。
西田委員	市の太陽光にかかる指導要綱があるじゃないですか、あれに基づいて届出とか、こうしなさいという指導はしているの？
事務局	全部で5,000㎡を超えるので、事前協議も済ませてあるという事を確認してあります。
議 長	他にありませんか？ ご覧いませんか？ ご意見が無いようですので、採決に移りたいと思います。議案第3号No.4～No.12について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第3号No.4～No.12について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.4～No.12については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第3号No.13～No.15について、事務局の説明をお願いします。

事務局	No.13 申請内容は総会資料のとおりです。 申請地は、猪田神社から北にほぼ10mの位置で、令和7年4月2日付で農振農用地区域内農用地の除外がされ、第1種農地ですが、居住する者の日常生活で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4項に該当し、例外的に許可し得るものです。 施設の概要は、車庫進入路、居宅の新築です。車庫進入路については、既に転用済みであるため、顛末書が提出されています。居宅部分につきましては、466㎡の内322.81㎡で建築面積が89.43㎡であるため、建ぺい率は27.7%となり、許可基準の22%を満たしております。 土地造成は整地のみで、取水は上水道、汚水・雑排水は公共下水を利用します。雨水については、自然浸透及び屋外雨水排水工事を行い、既設水路に排水します。また、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぎます。 資金計画については、銀行ローンの事前審査が通っており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺農地に支障はなく、今回の転用はやむを得ないと考えます。
事務局	続きまして、No.14 詳細については議案書のとおりです。 申請地につきましては、名阪国道上野ICより北東に約500mに位置する土地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地に該当します。 申請地につきましては、名阪国道と久米川に挟まれた基盤整備のされていない不整形な農地であることから、転用はやむを得ないと考えます。 工事計画につきましては、許可日から令和7年12月31日までの計画で、太陽光パネルを168枚設置、土地造成は整地のみで取水・汚水はなく、排水については、雨水で自然浸透することとし、隣地境界にはフェンスを設置、フェンス周辺には防草シートを設置することとなっています。また、隣接する土地所有者及び地域の自治会長さんには申請内容を説明済みで、周辺農地に対しての支障はありません。
事務局	続きまして、No.15 詳細については議案書のとおりです。 申請地につきましては、No.14と同じ地区で、名阪国道上野ICより北東に約500mに位置する土地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地に該当します。 申請地につきましては、No.14と同じで、名阪国道と久米川に挟まれた基盤整備のされていない不整形な農地であることから、転用はやむを得ないと考えます。 工事計画につきましては、許可日から令和7年12月31日までの計画で、太陽光パネルを164枚設置、土地造成は整地のみで取水・汚水はなく、排水については、雨水で自然浸透することとし、隣地境界にはフェンスを設置、フェンス周辺には防草シートを設置することとなっています。また、隣接する土地所有者及び地域の自治会長さんには申請内容を説明済みで、周辺農地に対しての支障はありません。
議 長	只今の説明に関連して、猪田地区、久米地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
川口委員	5月30日に関係者一同立会をいたしました。 この場所につきましては、周りに田んぼもありまして、今、田んぼの排水路とか確認いたしました。別段、きれいに整備されておりまして問題はございませんでした。 以上、ご審議よろしくお願いいたします。
玉岡委員	No.14、No.15 5月28日に関係者一同現地確認を行いました。先ほど事務局からの説明のとおりでありまして、ここ、いつも農地パトロール等で確認はしてはいたんですけども、雑草とかは刈ってくれていましたけど、今回、太陽光発電ということで、久米川の堤防近くの場所ですって、何ら問題はないと思います。また、周辺農地に対しても影響はないと思います。 よろしくお願いいたします。

議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.13～No.15について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第3号No.13～No.15について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.13～No.15については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第4号「事業計画変更申請について」を議題といたします。議案第4号No.1について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案第4号、事業計画変更申請についてご説明します。ページは8ページとなります。No.1 申請内容については、総会資料のとおりです。 本案件につきましては、令和6年5月24日付で駐車場で許可したもので、面積が変更になった事による事業計画変更承認の申請です。 理由は先ほど議案第3号の5条申請のNo.11で説明しました件と同様で、測量を行い境界確定の結果、177番1の面積が29㎡減少した事及び一帯利用地として179番の宅地6.2㎡を含めることとなります。 本案件も以前と同様、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺農地地に対して支障はありません。 以上の事から、変更後の転用事業は事業計画に従って実施されることが確実で、周辺地域の農業等変更前と同様程度であると認められ、変更後の転用事業についても農地転用許可基準により事業計画変更が承認されるものと認められると判断します。
議 長	只今の説明に関連して、府中地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
高田委員	5月29日に関係者で立会を行いました。事務局の説明のとおりちょっと面積が変更になったんですけど、問題はないと思いますので、ご審議の方よろしくをお願いします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議 長	議案第4号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第4号「事業計画変更申請」について、No.1は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第5号「非農地証明下付願について」を議題といたします。議案第5号No.1～No.4について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案第5号「非農地証明下付願」についてご説明いたします。 総会資料9ページあたります。 No.1 詳細は議案書のとおりです。 申請地は、旧花垣小学校の北約300mほどの山の中にある農地で、周辺農状況から第2種農地に該当します。 当該農地は、平成16年以前に植林し現在も山林として利用しています。木の太さから20年以上は経過していることが確認でき、当該地を農地に戻すことは困難で、周囲に影響はなく、非農地として問題はないと判断いたしました。

事務局	続きまして、No.2 詳細は議案書のとおりです。 申請地は、先ほどNo.1の土地の南東約50mほどに位置する同じ山の中にある土地にあたります。周囲の状況からこちらも第2種農地に該当します。 当該農地につきましては、平成16年以前に植林し現在も山林として利用している状況です。 木の太さから20年以上は経過していることが確認でき、当該地を農地に戻すことは困難で、周囲に影響はなく、非農地として問題はないと判断いたしました。
事務局	続きまして、No.3 申請内容は総会資料のとおりです。 申請地は、富永公民館から南東へ約130mに位置する土地で、周囲の状況から第2種農地として判断いたします。 当該農地は、固定資産税登載証明書から大正4年に物置、大正14年に居宅、昭和35年に車庫が建築されたことを確認しており、現地立会により当該地を農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断いたします。
事務局	No.4 詳細は議案書のとおりです。 申請地につきましては、四十九町地内の土地で願出人の所有するお宅の西側にありまして、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地に該当します。 当該地につきましては、昭和49年に農業用倉庫を建築され、建物の登記から20年以上経過していることが確認でき、当該地を農地に戻すことは困難なため、非農地として問題はないと判断します。 以上です。
議 長	只今の説明に関連して、花垣地区、阿波地区、久米地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
中原委員	花垣です。事務局の説明どおり山の中っていう事で、とても農地に戻らないという事でよろしくをお願いします。
橋本委員	5月26日に現地を確認させていただきました。 今の生活というか、住んでおられない状況で、周囲が草で生い茂っているような状態で、ちょっと傾いているなという状況でもありました。 まあ、畑に戻すことは困難であろうという事で、一応認めざるを得ないという事で判断いたしました。審議の方よろしくをお願いいたします。
玉岡委員	No.4 この物件につきましては5月28日に関係者で現地確認を行いました。 先ほど、事務局からの説明のとおりでございます。 この〇〇さん以前から四十九町にお住まいされていたんですけど、この息子さんにつきましては現在津市という事で、先月の月次総会の中で〇〇さんの農地等は売却したというような事で、この農業用倉庫に関しましては、周辺住居に囲まれている農地という事でございます。 建物としては、物が入っているけど使用はされていない状況です。 よろしくをお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議 長	議案第5号No.1～No.4について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第5号「非農地証明下付願について」は原案どおり証明することに決定いたしました。
議 長	続きまして、議案第6号「買受適格証明願について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。

事務局	議案第6号「買受適格証明願」についてご説明いたします。 総会資料10ページをご覧ください。 この度、伊賀市で競売となった農地について入札が行われるもので、農地法第3条の買受適格証明願が提出されました。今回対象となる物件に対しての願出者は1名です。 No.1 府中地区 所在地は佐那具町の田1筆で面積は472㎡、願出人は滋賀県甲賀市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇さんです。 当該農地は、佐那具町地内で北伊勢上野信用金庫に差し押さえられた物件であり、この度、津地方裁判所伊賀支部で購入人より入札が行われます。 買受適格証明願いについては、対象物件により農地法第3条の審査により判断することとなります。今回の期間競争入札参加のため、第3条の買受適格証明願が提出されました。改札期間は令和7年6月25日の午前10時です。 譲受人の耕作面積は66aで、取得後は71aとなります。役員2名を含めた構成員4名で常時従事されます。農機具はトラクター4台、田植え機2台、コンバイン1台、ユンボ2台、運搬車1台を保有され、取得後はパパイヤを作付されます。売上要件、構成人要件、役員要件いずれも農地所有適格法人の要件を満たしております。 主たる事務所から自家用車で約10分程度と近隣であり、取得後も効率的に耕作できると認められます。 なお、申請地にかかる借受人はおりません。
議 長	只今の説明に関連して、府中地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
高田委員	6月6日に現地立会を行いました。事務局の説明どおりで何も問題はないと思いますので、ご審議の方よろしくをお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議 長	議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第6号「買受適格証明願」については、原案どおり証明することに決定いたしました。
議 長	続きまして、議案第7号「農地利用集積等促進計画案について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	失礼します。まず始めに、議案第7号の整理番号54番、議案書14ページなんですけど、こちらの借手さんにつきましては、新規営農にあたりますので6月2日に新規営農面談を行いました。 その内容について、譲受人につきましては、平成27年に飼料・肥料及び農業用資材の製造販売を行う法人として設立されました。 今回、自社で資源循環型の有機栽培展開していくということで農地の取得に至ったという事です。事務所は奈良市にございますが、役員2名中2名が常時従事し、その他専属で農業に従事する従業員等も予定しております。 農機具はトラクター2台、マニアスプレッダー1台、大型トラック3台を保有し、今後現地にも保管場所を確保する予定となっております。 作付予定は、獣害の少ないであろう「にんにく」を計画しておりまして、その販売ルートも大阪の福祉施設等の調整も行っているところです。また、子供向けのさつまいもやじゃがいもの収穫体験なども考えているという事でございました。 それでは、概要に移らせていただきます。総会資料11ページをご覧ください。

事務局	議案第7号 農地利用集積等促進計画についてご説明します。 農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定により、伊賀市長より農地利用集積等促進計画の決定を求められています。 利用権設定された土地が新規設定8件で田14筆、畑6筆、計画面積は合計22,898㎡です。 新規設定56件、再設定6件で、田184筆、畑7筆。計画面積は合計301,123㎡です。 利用権が設定された農地については、議案書14ページ 花垣地区 整理番号53～54の2件、筆数は4筆、面積は8,339㎡です。 議案書15ページ 柘植地区 整理番号55の1件、筆数は8筆、面積は4,154㎡です。 議案書16ページ 壬生野地区 整理番号56～57の2件、筆数は2筆、面積は2,070㎡です。 議案書18ページ 新居地区 整理番号58の1件、筆数は1筆、面積は3,138㎡です。 議案書19ページ 長田地区 整理番号59～60の2件、筆数は5筆、面積は5,194㎡です。 合計しますと田は14筆、畑が6筆の計20筆です。
事務局	続きまして、売買事業について説明させていただきます。 総会資料21ページをご覧ください。 整理番号61 所有権の移転を受ける者は、公益財団法人三重県農林水産支援センター代表理事 中野 敦子さん 所有権を移転する者は上野田端町の〇〇さんで所有権を移転する土地は、川西地内の田1筆、面積は1,061㎡です。 農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和7年8月20日を予定しております。
事務局	整理番号62番 所有権の移転を受ける者は、炊村の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇さん所有権を移転する者は、公益財団法人三重県農林水産支援センター 代表理事 中野 敦子さんで、所有権を移転する土地は、川西地内の田1筆、面積は1,061㎡です。 農地売買等事業により引き渡しを行う日は、令和7年8月20日を予定しております。
事務局	整理番号63番 所有権の移転を受ける者は、松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター 代表理事 中野 敦子さん 所有権を移転する者は、上野田端町の〇〇さんで、所有権を移転する土地は、川西地内の田3筆、合計面積は2,552㎡です。 農地売買等事業により引き渡しを行う日は、令和7年8月20日を予定しております。
事務局	整理番号64番 所有権の移転を受ける者は、川東の〇〇さん 所有権を移転する者は、松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター 代表理事 中野 敦子さんで、所有権を移転する土地は、川西地内の田3筆、合計面積は2,552㎡です。 農地売買等事業により引き渡しを行う日は、令和7年8月20日を予定しております。
事務局	整理番号65番 所有権の移転を受ける者は、松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター 代表理事 中野 敦子さん 所有権を移転する者は、大阪府松原市の〇〇さんで、所有権を移転する土地は、大滝地内の田2筆、畑1筆で合計面積は5,661㎡です。 農地売買等事業により引き渡しを行う日は、令和7年8月20日を予定しております。

事務局	整理番号66番 所有権の移転を受ける者は、予野の農事組合法人〇〇 代表理事 〇〇さん所有権を移転する者は、松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター 代表理事 中野 敦子さんで、所有権を移転する土地は、大滝地内の田3筆で合計面積は5,661㎡です。 農地売買等事業により引き渡しを行う日は、令和7年8月20日を予定しております。
事務局	整理番号67番 所有権の移転を受ける者は、松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター 代表理事 中野 敦子さん 所有権を移転する者は、大阪府四条畷市の〇〇さんで、所有権を移転する土地は、予野地内の田4筆で合計面積は5,081㎡です。 農地売買等事業により引き渡しを行う日は、令和7年8月20日を予定しております。
事務局	整理番号68番 所有権の移転を受ける者は、予野の農事組合法人〇〇 代表理事 〇〇さん所有権を移転する者は、松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター 代表理事 中野 敦子さんで、所有権を移転する土地は、予野地内の田4筆で合計面積は5,081㎡です。 農地売買等事業により引き渡しを行う日は、令和7年8月20日を予定しております。
事務局	整理番号69番 所有権の移転を受ける者は、松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター 代表理事 中野 敦子さん 所有権を移転する者は、猪田の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇さんで、所有権を移転する土地は、予野地内の田5筆で合計面積は6,590㎡です。 農地売買等事業により引き渡しを行う日は、令和7年8月20日を予定しております。
事務局	整理番号70番 所有権の移転を受ける者は、予野の農事組合法人〇〇 代表理事 〇〇さん所有権を移転する者は、松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター 代表理事 中野 敦子さんで、所有権を移転する土地は、予野地内の田5筆で合計面積は6,590㎡です。 農地売買等事業により引き渡しを行う日は、令和7年8月20日を予定しております。
事務局	以上の農用地利用集積等促進計画の内容は、権利の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、また、耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められ、農地中間管理事業に推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしております。 以上が農用地利用集積計画の説明となります。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第7号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第7号「農用地利用集積等促進計画案について」は、計画案のとおり意見の決定をすることとします。
議長	以上で、本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。 続きまして、事務局から連絡事項はありますか？
事務局長	お疲れのところ恐れ入ります。 その他の事項として3点ご用意させていただいております。 まず、1点目はですね。 「宅地造成及び特定盛土規制法」についてという事で資料をご覧いただきたいと思います。

まず、1点目、令和5年3月に発行されました資料で、令和5年5月26日から「盛土規制法」が始まりますよという事で、今後、地方公共団体で規制区域の指定が進められますという事で、2年間をかけてですね、三重県中をこの規制区域を決めて、それで2年後になります令和7年5月26日から三重県では、この法律に基づいて動いて行くというような流れになっておりまして、1枚めくっていただきました裏面なんですけど、なぜ、この法律が施行されるかというきっかけがですね、危険な盛土等の被害が各地で発生していますという事で、1番大きく報じられたのがですね、令和3年7月にありました静岡県熱海市の大規模な盛土の崩落による人的・物的被害というのがきっかけであります。これをきっかけに、盛土等に伴う災害から人命を守るための取り組みを始めますという事で、全国一律の基準で包括的に規制していくという事で三重県でもこの区域、その次のページを見ていただきますと、規制区域についてという事で宅地造成等工事規制区域というのと特定盛土等規制区域のイメージ図になっています。宅地造成等工事規制区域については、ここにも書かれていますように、市街地や集落、その周辺など盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定おります。それと、特定盛土等規制区域につきましては、市街地や集落などから離れているものの地形等の状況の件から盛土等が行わなければ人家等に危害及ぼしうるエリアを指定するという事で、これについては約2年ほどかけて三重県がエリアを決めていったという事で、1枚めくっていただきますと、1番上に宅地造成特定盛土等または土石の堆積に関する工事の許可の概要というところで、まず定義をご確認いただきたいんですけども、黄色のマーカーをしてある「ガケ」という文字なんですけど、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地というのを押さえていただきたいと思います。盛土をしてもなだらかな(25度とか)法面であれば規制にかかってこないという意味をもっています。その下、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域は先ほど申し上げたとおりです。

その隣のページを見てもらいますと、許可を要する工事という事で、宅地造成の欄を見ていただきますと、

- ①ということで、盛土で高さが1mを超えるガケを生じるもの
- ②として、切土で高さが2mを超えるガケを生じるもの
- ③については、切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが1m以下であっても、切土と合わせて高さが2mを超えるガケを生じるものという事で、主たる規制内容がこれを超えるものという事で、その下の特定盛土ですが、集落から離れているというエリアなんですけども、これについては、条件が緩和されるという事で、盛土の高さが2m、切土の高さが5m、切土と盛土を同時に行う場合は、併せて高さが5mを超えるものというような条件になってきます。

土石の堆積については、宅地造成区域が高さ2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う面積が300㎡を超えるもの等が条件となっています。

その下の特定盛土区域におきましては、高さが5mというふうに緩和されるという事になっております。

その下の注釈 ①土石の堆積の許可期間は5年以内、②につきましては、特定盛土等規制区域内において、宅地造成工事区域の対象規模に該当する場合は届出が必要となりますという事で、その裏のページを見ていただきますと、下段の方にその届出の対象規模が記載されています。

その隣のページを見ていただきますと、令和7年5月26日に三重県全域で盛土規正法の規制区域の指定がされており、既に施行されているというもので、その下につきましては、これまで説明した内容を重複しておりまして、三重県のホームページの中で、その規制区域の詳細を確認することができます。

また、その下の図面等については、先ほど1mとか2mとか説明させていただいたものを図化したものが記載されています。また、後にも図化してあるものを添付してありますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

この資料の1番最後になりますが、農業に関する盛土規正法の規制対象についてというのがあります。

例えば、規制対象、赤色で囲まれているところの1つ目を見ていただきますと、表土の補充で表土を補充する前後の土地の地盤面の標高差30cm以上のもの、農地の場合ですと、これも規制対象となります。というのが一覧になっております。

これは皆さんに規制にかかる条件を覚えてもらいたいという訳でなく、農地法第4条・第5条で盛土とか切土する、そんな時はこういう法律が関わってくる可能性がありますよという事をご認識いただきたいと思います。

この最後のページ、農地の30cm以上なんですけども、地目：田を土を盛って畑にするという場合でも規制がかかってくる可能性があるという事もご認識いただきたいと思います。

転用とか農業委員会の窓口に来たときは、私どもから相談者に対して説明をしていきます。

それで、例えば、開発がかかっておりましたら、開発の方と農地法とは同時許可とという事になっているんですけども、この盛土等規制法につきましては、別個の許可になっています。

県の方が窓口になっていますが、許可標準処理期間が75日という事で、申請を上げてから2か月半ほどかかるというような厳正な審査をされるというふうに伺っています。

先ほど県が窓口と言わせてもらいましたが、建築物などを目的とした宅地造成については、県庁建築開発課が窓口で、農地から農地にする場合、地目を田→畑にするとかの場合は、農地調整課が窓口になるという事で、この法律が5月26日から三重県でも動いていますよというご認識をいただきたい。

続いて、地区担当の変更ついてを説明させていただきます。

令和7年度地区担当表としてお手元に配らせていただいているんですけど、これ、令和7年4月1日現在となっていますが、6月10日付に訂正していただきたいと思います。変更部分については、新居・三田・諏訪の担当が岡嶋から勝本に変更となります。

要因としたしましては、4月から3回の総会を開催させてもらいましたが、担当者によってもものすごく申請件数の開きがありまして、特に今回はひどくて、岡嶋主査の件数が3条から買受適格証明まで全部で35件の申請があり、その内、岡嶋主査の担当地区の件数が18件で比率が50%を超えている状態で、過去の状況(4月～5月)から見ても件数が多く、比較的件数の少ない者が新居・三田・諏訪地区を担当することとし、調整を図ったのでご了承ください。

特に新居・三田地区につきましては太陽光発電の申請が多く、ここ最近も増えてきている。今後、減少する見込みも立たない中で、このように変更させていただきたいと思います。

	3点目の説明に移らせていただきます。 3点目なんですけども、皆様方から昨年度よりお力添えをいただきました令和7年3月末までに集落の10年先の地域計画を作りなさいと国から指導もあって皆様にご尽力いただきましたけども、今現在、3月末と最近なんですけど、先週、第2弾の策定が済んだという状況で、一度皆さんに伊賀市中の地域計画の一覧をお配りしてご認識いただきたいと思ってこの資料を出させてもらっています。 この表の上の方を見ていただきますと、まずは支所があって地域名があり、集落名があって策定状況というふうになっていまして、ピンク色で塗られている地区につきましては、令和7年3月31日に策定されたもの、それとこの1枚目のところにはグリーン色で塗られた箇所がありますけど、3月31日には策定したものの、もう既に更新があるという地区で、当初、利用権設定でこの人に集約しようとするが、変更になったという事で、もう、準備に取り掛かってきているという地区です。 それで、1番右側に中とありますけど、中山間地域直接支払交付金事業に関係している地区という事になります。中山間の事業で交付金をもらおうと思ったら、地域計画の策定が必須となっていますので、このような表記になっています。 そして、裏面に行きますと黄色の表示がありますけど、これは先週6月4日付で策定が済んだ地区です。それで、現在88集落分が策定されており、表の89番以降95番まで今書類等の整備でこれから策定を予定している地域です。 また、1件更新があるように、おそらく目標としている計画地図も予定どおりに行かない場合があると思われる。また、1年に1回は更新をしていかなければならないと考えている。まだ策定されていない集落については、策定に向けての推進をしなければならぬと考えております。 私からの連絡事項については以上となります。 何かご質問等がありましたら・・・
門口委員	地域計画の関連で、令和7年3月までにですね、地域名は、花之木、集落名が大野木・大内・・・ 100%黒字ですが、一覧の中に入っていないんですが・・・ ちょっと調べておいて下さい。
事務局長	花之木？
門口委員	花之木地区は入ってないですね。 以前は入っていたと思うが・・・
事務局長	農林振興課に確認しておきます。
西田委員	この修正中とか新規とかあるんですけど、これはどういう意味なの？
事務局長	一旦は提出いただいたが、もう少し地区で内容等を見直したいという事で、公告に至っていない地域です。
西田委員	内容が公告にあたいするものでなかったという事？
事務局長	もう一度、地区で見直したいとの事で、まだ公告をしていない地区です。 地区内での耕作者選定や計画書の文章表現等の修正をしたいという事で、再度、地域内で協議するとの事でまだ公告していない地域です。
西田委員	書類が不十分だったの？
事務局長	不十分だったか、変更や修正をかけたいのかは、こちらの方では分かりかねます。
西田委員	また、提出してきて変更をかけるならそれでいいが、事務局で精査して修正等を依頼するの？
事務局長	中にはあると思われます。
議 長	保留はどうかの？

事務局長	保留中の地区につきましては、書類的にきちんと整っていないという事で、表の89番なんですけど、この地域については、書類に不備があるとの事を伺っています。
事務局長	他に質問等ございませんか。
議 長	それでは、質問もないようですので、これで総会を終了させていただきます。 次回の総会は、7月10日(木)午後1時30分から この場所で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。
西田委員	すいません。 年次総会は開催しないのですか？
事務局長	次回の総会でお知らせをしようと思ってたんですが、8月の総会が8月8日の13:30～予定しておりますけど、同じ日の13:30から年次総会を行いまして、その後、月次総会を開催しようと計画していたところです。 まだ、皆さんには段取りの関係上、お知らせしていなかったんですけど、8月8日に年次も月次もいっぺんにさせていただくという事で予定しておいていただきたいと思います。
議 長	よろしいですか。 それでは、これをもちまして第24回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 7年 7月10日

会長

坂本 榮二

⑨

議事録署名者

喜多 正展

⑨

議事録署名者

森下 光子

⑨